

平成30年（2018年）ロシア・エカテリンブルク市における日本フェスティバル（説明書2（2））の実施に関する仕様書

1 時期

平成30年9月下旬～10月上旬のうち、土・日を含む5日間
（可能な限り連続した5日間とすることが望ましい）

2. 開催都市・会場

エカテリンブルク市（会場は今後調整）

3. 委託事業概要

（1）メイン文化行事の準備・実施

日本の伝統又は現代文化を紹介するにふさわしい演者（現代的な演出を取り入れた和太鼓パフォーマー等。これまでエカテリンブルクにおいて公演実績のないものが望ましい。）を本邦から派遣し、上記1.の開催期間中、2日間にわたり計2回の公演を行う。

1回の公演は1時間半程度とするが、公演の後段、観客参加型の行事（太鼓奏者であれば、ワークショップの実施などを想定）を30分～1時間程度実施し、観客に日本文化に直に触れる機会を設けることを目指す。

本件企画競争の結果選定され、当館との契約により本件フェスティバルの準備及び実施に係る業務の実施を委託することとなる事業者（以下「業務受託者」という。）は、本メイン文化行事の実施に係る一切の経費を負担する。

（2）露日協会エカテリンブルク支部との共催事業の準備・実施

本件日本フェスティバルの枠内で、在ロシア日本国大使館と露日協会エカテリンブルク支部との共催行事として以下の実施を検討しているところ、これらの事業の実施の一部を委託する。

① 日本語・日本文化講師フォーラム（上記1.のうち2日間）

エカテリンブルク及びその周辺都市から、ロシア人日本語教師等をエカテリンブルクに招待し、日本語教育・日本文化普及の課題・今後の展望等について議論を行う。

業務受託者は、ロシア周辺都市からの参加者10名の旅費・滞在費（一人当たり400ドルで計上のこと）、日本人日本語講師1名（日本から派遣を想定）及び茶道や華道等の日本人又はロシア人講師3名（モスクワから派遣を想定）の派遣に伴う経費（旅費・滞在費は実費、謝礼一人当たり200ドル×1日とする。）、広報宣伝費等の事業準備又は実施に要する経費を負担する（注：会場については、露日協会支部側が用意する方向で調整しており、見積り作成においては、会場借料を計上しないことで差し支えありません。）。

講師の選定及び参加者の募集は、大使館及び露日協会エカテリンブルク支部と協議の上で行うこととする。

② 日本映画祭（上記1.のうち4日間程度を想定）

上映するフィルムは、国際交流基金による無償提供（露語字幕あり）とし、業務受託者は、会場費、フィルム輸送費（モスクワ・エカテリンブルク間）、広報宣伝費等の事業準備又は実施に要する経費を負担する。上映映画数は、1日1本×1回、計4本を想定している（ただし、今後、変更があり得る。）。

③ 日本食紹介行事（日本食料理人による実演）、期間中1回

業務受託者は、モスクワからの講師派遣に係る費用（旅費・滞在費は実費、謝礼は500ドル程度）、材料費及び輸送費、広報宣伝費等の事業準備又は実施に要する経費を負担する（注：会場については、露日協会支部側が用意する方向で調整しており、見積り作成においては、会場借料を計上しないことで差し支えありません。）。200名程度の参加を想定。

4. 見積り作成に当たっての留意事項

（1）上記3.（1）の業務受託者が負担する文化行事の実施費用には、会場借料（エストラーダ劇場又は同程度の収容能力のある会場を想定。露日協会による仲介の結果、借料が無料又は廉価となることもあり得る。）、演者の謝金、日本からの航空賃その他交通費、機材輸送費、宿泊費・食費、通訳費、広報宣伝費を含む。

（2）

ア 市内視察に係る経費（入場料等）は計上しない。

イ 必要な管理費、予備費を計上可能。

ウ いずれの行事についても、入場料は無料とすることを想定。ただし、事前登録制とし、その業務に関する費用を計上のこと。

（了）